


●香川県告示第107号

香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条第1項第4号の規定に基づき、同号に規定する図書等の審査を行う団体として、次の団体を平成19年3月5日に指定した。

また、同号に規定する当該団体が定める方法は次のとおりである。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

団体の名称	当該団体が定める方法
<p>特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構</p>	<p>次の例により、図書等の包装の表面に印刷し、又はシールを貼ることにより表示する。</p> 
<p>コンピュータソフトウェア倫理機構</p>	<p>次の例により、図書等の包装の表面にシールを貼ることにより表示する。</p> 
<p>日本ビデオ倫理協会</p>	<p>次の例により、図書等及びその包装の表面に印刷し、又はシールを貼ることにより表示する。</p> 